

参照条文

○ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第七条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付
 - 二 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付
 - 三 （略）
- 2・3 （略）

第十一条 この法律に基づく保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族、遺族年金については当該遺族年金を受けることができる他の遺族）は、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

2・4 （略）

第十二条の七 保険給付を受ける権利を有する者は、厚生労働省令で定めるところにより、政府に対して、保険給付に関し必要な厚生労働省令で定める事項を届け出、又は保険給付に関し必要な厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならぬ。

第十二条の八 第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一〜六 （略）
- 七 介護補償給付
- 2・3 （略）
- 4 介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であつて厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。
- 一〜三 （略）

第十六条の四 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

一〜六 (略)

1 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

第十六条の五 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がいないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

2 前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 (略)

第十九条の二 介護補償給付は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して厚生労働大臣が定める額とする。

第二十一条 第七条第一項第二号の通勤災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

一〜六 (略)

七 介護給付

第二十四条 介護給付は、障害年金又は傷病年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害年金又は傷病年金の支給事由となる障害であつて第十二条の八第四項の厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

一〜三 (略)

2 第十九条の二の規定は、介護給付について準用する。

第二十五条 この節に定めるもののほか、通勤災害に関する保険給付について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

一〜三 (略)

- 3 2 前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める。
(略)

第四十九条の四 この法律に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合には、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所定の経過措置を定めることができる。

○ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

（未支給の保険給付）

第十条（略）

2（略）

3 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一 受給権者の死亡に関して市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類（未支給の保険給付が年金たる保険給付であるときは、厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二 未支給の保険給付が遺族補償年金及び遺族年金以外の保険給付であるときは、次に掲げる書類

イ（略）

ロ 請求人が死亡した受給権者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

ハ 請求人が死亡した受給権者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

三（略）

4・5（略）

（遺族補償年金の請求）

第十五条の二（略）

2（略）

3 第一項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一 労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類

二 (略)

三 請求人又は第一項第二号の遺族が死亡した労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

四 請求人及び第一項第二号の遺族（労働者の死亡の当時胎児であつた子を除く。）が死亡した労働者の収入によつて生計を維持していたことを証明することができる書類

五 (略)

六 第一項第二号の遺族のうち、請求人と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類

七・八 (略)

第十五条の三 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一・二 (略)

三 前項第三号の遺族については、その者が請求人と生計を同じくしていることを証明することができる書類

第十五条の四 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一・二 (略)

三 前項第三号の遺族については、その者が請求人と生計を同じくしていることを証明することができる書類

(所在地不明による支給停止の申請)

第十五条の六 (略)

2 前項の申請書には、所在不明者の所在が一年以上明らかでないことを証明することができる書類を添えなければならない。

(介護補償給付の額)

第十八条の三の四 介護補償給付の額は、労働者が受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害（次項において「特定障害」という。）の程度が別表第三常時介護を要する状態の項障害の程度の際各号のいずれかに該当する場合にあつては、次の各号に掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（次号に規定する場合を除く。） その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十万四千五百七十円を超えるときは、十万四千五百七十円とする。）
 - 二 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が五万六千七百九十円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき。 五万六千七百九十円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が五万六千七百九十円に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。）
- 2 前項の規定は、特定障害の程度が別表第三随時介護を要する状態の項障害の程度の際各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の額について準用する。この場合において、同項中「十万四千五百七十円」とあるのは「五万二千二百九十円」と、「五万六千七百九十円」とあるのは「二万八千四百円」と読み替えるものとする。

(介護給付の額)

第十八条の十四 第十八条の三の四の規定は、介護給付の額について準用する。この場合において、同条第一項中「障害補償年金又は傷病補償年金」とあるのは「障害年金又は傷病年金」と読み替えるものとする。

(年金たる保険給付の受給権者の定期報告)

第二十一条 (略)

2 前項の報告書には、指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類を添えなければならない。

一 (略)

二 遺族補償年金又は遺族年金の受給権者にあつては、次に掲げる書類

イ 受給権者及び前項第四号の遺族の戸籍の謄本又は抄本

ロ 前項第四号の遺族については、その者が受給権者と生計を同じくしていることを証明することができる書類

ハ (略)

三 (略)

3・4 (略)

第二十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項又は前項の届出をする場合には、当該文書に、その事実を証明することができる書類その他の資料を添えなければならぬ。ただし、前項の届出について、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

5 (略)

別表第三 要介護障害程度区分表（第十八条の三の二関係）

当該程度の障害により労働者がある介護を要する状態	障害の程度
<p>常時介護を要する状態</p>	<p>一 神経系統の機能若しくは精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの（別表第一第一級の項身体障害の欄第三号に規定する身体障害をいう。）又は神経系統の機能若しくは精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの（別表第二第一級の項障害の状態の欄第一号に規定する障害の状態をいう。）</p> <p>二 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの（別表第一第一級の項身体障害の欄第四号に規定する身体障害をいう。）又は胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの（別表第二第一級の項障害の状態の欄第二号に規定する障害の状態をいう。）</p> <p>三 別表第一に掲げる身体障害が二以上ある場合その他の場合であつて障害等級が第一級であるときにおける当該身体障害又は別表第二第一級の項障害の状態の欄第三号から第九号までのいずれかに該当する障害の状態（前二号に定めるものと同程度の介護を要する状態にあるものに限る。）</p>
<p>随時介護を要する状態</p>	<p>一 神経系統の機能若しくは精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの（別表第一第一級の項身体障害の欄第二号の二に規定する身体障害をいう。）又は神経系統の機能若しくは精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの（別表第二第二級の項障害の状態の欄第一号に規定する障害の状態をいう。）</p>

二 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの（別表第一第二級の項身体障害の欄第二号の三に規定する身体障害をいう。）又は胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの（別表第二第二級の項障害の状態の欄第二号に規定する障害の状態をいう。）

三 障害等級が第一級である場合における身体障害又は別表第二第一級の項障害の状態の欄第三号から第九号までのいずれかに該当する障害の状態（前二号に定めるものと同程度の介護を要する状態にあるものに限る。）

○ 労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）（抄）

（遺族特別支給金）

第五条 （略）

25 （略）

3 同一の事由により遺族補償給付又は遺族給付の支給を受けることができない者が遺族特別支給金の支給を申請する場合には、次に掲げる書類その他の資料を第四項の申請書に添えなければならない。

一・二 （略）

三 申請人が死亡した労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

四 申請人が死亡した労働者の収入によつて生計を維持していた者であるときは、その事実を証明することができる書類

79 （略）

○ 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）（抄）

第八条 削除

○ 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）（抄）

附則

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の一部改正）

第七条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十条中「第八条第一項の規定による介護料の支給及び」を削る。

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 この法律の施行の日の前日において前条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第八条第一項の規定による介護料（以下「介護料」という。）を受ける権利を有していた被災労働者については、同法第八条及び第十条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、当該被災労働者が第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第十二条の八第四項の介護補償給付の支給を受けたときは、その時以後、当該被災労働者には、介護料を支給しない。

○ 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八条

（介護料の支給）

第八条 政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている被災労働者であつて、常時介護を必要とするものに対し、厚生労働省令で定めるところにより、介護料を支給する。

2 介護料は、介護に要する費用を考慮して厚生労働大臣が定める金額とする。

○ 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）（抄）

第七条 削除

○ 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）（抄）

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

附 則

（第三条の規定の施行に伴う経過措置）

第六条 第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第七条の規定は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）の施行の日の前日において同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第八条第一項の規定による介護料を受ける権利を有していた被災労働者に支給する同条の介護料については、なおその効力を有する。

○ 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）第七条（抄）

（介護料）

第七条 法第八条の介護料は、毎月一回支給するものとする。

2 （略）

3 第一項の介護料の金額は、介護の程度に応じ、一月につき五万六千七百九十円、四万二千五百九十円又は二万八千四百円とする。

4 その月において介護に要する費用として支出された費用の額が、前項の介護の程度に応じ同項に規定する額を超える場合には、第一項の介護料の金額は、前項の規定にかかわらず、当該支出された費用の額（その額が、同項の介護の程度に応じ、十万四千五百七十円、七万八千四百三十円又は五万二千二百九十円を超えるときは、それぞれの場合に応じ、十万四千五百七十円、七

万八千四百三十円又は五万二千二百九十円)とする。

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第五十号）（抄）

第十六条 労働者災害補償保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項第一号中「平成二十五年法律第二十七号」の下に「。以下「番号利用法」という。」を加え、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第十五条の二第三項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第十八条の二第四項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第二十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第二十一条の二第四項中「ただし、」の下に「第一項の届出について、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができる」と加える。